

酒 類 等 製 造 免 許 の 新 規 取 得 者 名 等 一 覧

令 和 7 年 3 月 31 日
仙 台 国 税 局

当局管内の山形県における、令和7年2月1日から令和7年2月28日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製 造 場 所 在 地	免許等 区分	品目	処理区分
山形			該当なし				
米沢			該当なし				
鶴岡			該当なし				
酒田			該当なし				
新庄			該当なし				
寒河江			該当なし				
村山	令和7年2月26日	令和6年11月18日	結城 孝文 HAKUTO BREWING	村山市河島山4番地5	酒類	発泡酒	新規
長井			該当なし				

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。